

「墨田区子ども読書活動推進計画（第2次）」概要

第1章 計画策定の背景

平成13年12月に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」並びに国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）及び東京都の「第二次東京都子供読書活動推進計画」を踏まえつつ、墨田区における子どもの読書活動推進の施策の方向性や取組を示した計画であり、平成22年度から平成26年度までを計画期間としています。

なお、策定にあたり、庁内の関係する部課による策定委員会を設置し、関係施設・学校等のアンケート調査等を実施するなどの検討を重ね、第2次計画を策定したものです。

第1次推進計画期間における課題

1 家庭

両親ともに就労する家庭の増加や、テレビやテレビゲームにかかわる時間の増加等、子どもの生活環境の変化によって、家における読書の時間が取りにくくなっています。

2 区立図書館

区立図書館は、子どもが学校外で、読書の楽しさに触れることのできる身近な場所であり、地域の総合的な情報の拠点施設として、図書館資料の整備・充実や職員等の資質向上が不可欠です。

3 保育園・幼稚園

保護者や地域のボランティアによる絵本の読み聞かせ等、絵本に親しめる様々な工夫が必要です。

4 学校

学校図書館が、まだ十分に活用されていない学校があります。また、調べ学習等の授業の際に学校図書館を有効に活用するなど、学校図書館に学習情報センターとしての機能の充実が求められています。

5 区民等との協働

区民等との協働を進める中で、より幅広く子どもの読書活動の意義を呼びかけ、さらに多くの区民の参画を促すことが必要です。

6 施策の総括や評価

子ども読書活動の推進に向けた各主管課での取組は進んでいるものの、事業を推進するにあたり、その目的と意図を互いに共有し、評価する仕組みが確立されていません。定期的な評価を行い、新たな取組につなげる必要があります。

第2章 第2次計画策定

第1 計画の目標

- 1 子どもの読書環境の充実
- 2 地域社会における読書活動推進体制の充実
- 3 子どもの読書活動を推進するための人材育成と協治（ガバナンス）
- 4 子どもの読書活動に関する理解の促進

第2 計画の期間

5年間（平成22年度～26年度）

第3 到達すべき目標

子どもがいつでも、多くの本に親しむことができ、自然にそれぞれの段階に応じた読書活動を行える環境を整備していきます。

- 1 平成20年度の時点で475, 499冊であった区立図書館・コミュニティ会館図書室の児童書及び絵本の貸出数を、5年後（平成26年度）までに**10%アップ**します。
- 2 本区の学校図書館連携システム導入校は、平成21年度現在小中学校38校（小学校：26校、中学校：12校）中、21校（小学校：12校、中学校：9校）になっています。この連携システムを平成26年度までに**全校に導入**します。
- 3 学校図書館連携システムを活用し、平成20年度の時点で1校あたり4, 324冊であった学校図書館貸出数を小・中学校ともに平成26年度までに**25%アップ**を目指します。

第4 計画の対象となる年齢

0歳から18歳までを対象とします。

第5 計画の検証

毎年度、本計画の実施状況・成果について検証し、今後の子ども読書活動推進計画に反映させていきます。

第3章 子どもの読書活動のための方策

第1 家庭・地域等における子ども読書活動の推進

1 家庭の取組

子どもの読書習慣は、保護者が配慮・率先して子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要です。

(1) 家庭における理解の促進

新規事業 その1 「家庭の10分間読書」の推進

子どもがいる各家庭でのひととき、10分間程度の時間を設け、家族と一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりする「家庭の10分間読書運動」を推進します。

(2) 家庭に向けた情報提供

2 保育園・幼稚園の取組

保育園・幼稚園では、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行う必要があります。

(1) 読み聞かせや図書の充実

(2) 保護者に対する読書活動の推進の働きかけ

3 児童館の取組

地域のボランティアによる読み聞かせやお話し会などの活動は、子どもが読書に親しむ契機となっていることから、これを継続できる環境の確保が必要です。

(1) スペースの確保

(2) 保護者、ボランティア等との連携・協力

4 図書館等の取組

区立図書館では、子どもが自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができます。区立図書館は、地域における読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

- (1) 読書活動に関する情報提供
- (2) 図書館や関係機関等との連携・協力
- (3) 学校図書館との連携・協力
- (4) 地域人材の育成
- (5) 児童図書等の再利用の促進
- (6) 統合新図書館の整備

新規事業 その2 子ども図書館の整備

統合新図書館の建設に伴い、独立した広いスペースにお話の部屋、子ども用インターネット端末等の最新の設備を準備し、子育て世代のニーズ等に十分対応した子ども図書館を整備します。

- (7) 小・中学生の図書館利用の促進

第2 学校における子ども読書活動の推進

学校では、従来から国語科などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で重要な役割を担っています。

- (1) 児童・生徒の読書習慣の確立、読書指導の充実

新規事業 その3 「情報活用能力育成のための学年別指導基準表」の作成・活用

「情報活用能力育成のための学年別指導基準表」を作成し、各学校が、それを参考に、児童・生徒の実態に応じた読書活動を工夫し、児童・生徒が効果的に読書力を身に付けることができるよう支援します。

- (2) 障害のある子どもの読書活動の推進
- (3) 家庭・地域との連携による読書活動の推進
- (4) 子どもの読書活動の推進のための学校図書館等の機能強化
- (5) 学校図書館の資料、施設・設備等の整備・充実
- (6) 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

第3 施設・設備の充実による子ども読書活動の推進

1 区立図書館の資料、施設・設備等の整備・充実

- (1) 区立図書館資料の整備
- (2) 児童室等の整備
- (3) 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

2 情報ネットワークの充実

3 地域資料サービスの充実

第4 広報・啓発等による子ども読書活動の推進

「子ども読書の日」(4月23日)や「文字・活字文化の日」(10月27日)などに、その趣旨にふさわしい行事を実施します。